

## 『株主名簿閲覧請求権の拒否事由』 立法の失敗と司法の創造的機能

中京大学法科大学院教授  
池野 千白

### 1 はじめに 会社法改正と株主名簿閲覧請求拒否事由

会社法における株主名簿閲覧請求権については、旧商法には存在していなかった閲覧拒否事由が法定されたことにより、大きな波紋が生じており、企業法務の場面において、新たな問題を投げかけている。

一部の企業法務弁護士のホームページ等においては、名簿閲覧請求はすべて拒否して良いなどと書かれているものもあり、株主名簿閲覧請求権の在るべき姿としては、到底受け入れがたい状況が生じている。

本稿では、旧商法時代からの株主名簿閲覧請求拒否に関する法的な考え方や判例の動向を検討し、その上で、会社法で法定されて閲覧拒否事由が、閲覧拒否事由として立法的にどのような意味を有しているのか、また、それを前提とした新たな判例の動向を検討することにより、株主名簿閲覧請求拒否事由という制度そのものを再検討しようとするものである。そのことによって、企業法務における何らかの指針を提示できることになれば幸である。

### 2 旧商法における株主名簿閲覧請求権

#### (1) 旧商法263条3項

旧商法においては、株主名簿閲覧請求権については、旧商法263条3項に規定されていた。その条文においては、『閲覧・謄写』することができるのみ規定され、いわゆる閲覧拒否事由は法定されていなかった。

#### (2) 商法における株主名簿閲覧請求権

株主名簿閲覧請求権は、明治32年商法の当初から（明治32年商法171条2項）、閲覧請求の対象として、株主名簿以外のものが付け加えられたという改正や書面以外に電磁的名簿が採用されたという改正を除けば、一貫して、商法において採用されて来た制度である。

そして、その趣旨は、会社に対して、定款や社債原簿等とともに作成し、備え置くことを義務づけるとともに（旧商法263条1項）、それを開示することを目的としている。このことから、六法等で

は、『定款・株主名簿等の公示』という表題さえつけられていたのである。

この公示の方法としては、直接的には、株主の権利行使や債権者の債権確保のために利用するという直接的な目的とともに、株主や会社債権者をして株主構成について会社の状況を監視させることにより、間接的に、会社の利益を保護しようとするものであると説明される。

なお、株主名簿は、その確定的効力により（会124条、130条）、株主名簿の記載によって権利行使すべき株主が確定することから、会社による改竄に対しても株主等による監視が必要な場合もある。また、過失による名義書換未了という事態も、監視することができると説明されている。

### （3）旧商法における株主名簿閲覧請求権行使の要件

株主名簿の閲覧請求を行使できるのは、株主または会社債権者である（旧商法263条2項）。なお、親会社株主も、裁判所の許可を得ることにより、行使することが認められる（旧商法263条7項）。

いずれにしも、株主の権利としては、単独株主権であり、単元未満株主においても制限を行い得るものではないと解されていた。

また、行使の際の要件として、明文規定においては、『営業時間内』という制約があるのみであるが、判例・通説は、『正当の目的』があることが必要であると解していた。そこで、形式的に、『正当の目的』を判定するために、閲覧請求に際しては、証券代行等の実務では、『請求の目的』という欄を設けていた。しかし、その目的の記載については、一般的なことが書かれていれば特に問題とされることはなかった。なぜなら、『正当の理由』に関する立証責任は、株主側にあるのではなく、会社側が、『正当の理由のないこと』を立証しなければ拒否できないと考えられてきたからである。

このように、株主の株主名簿閲覧請求権は、株主の監督是正権として明確に位置づけられ、原則として、行使できるものであり、『正当の理由』がないと会社側が立証した場合のみ、拒否できると考えられていたのである。

## 3 旧商法時代の判例

### （1）大判昭和8年5月18日（法学2巻1490頁）

『商法第七十一条第二項ニハ株主ハ営業時間内何時ニテモ株主名簿等ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得ル旨規定シ何等ノ制限ヲ定メアラサレトモ法律カ株主ニスカル閲覧権ヲ認メタルハ株主個人ノ利益ヲ保護スルト同時ニ間接ニ会社ノ機関ヲ監視シ因テ会社ノ利益ヲ保護セントスルニ在ルヲ以テ株主カ右ノ権利ヲ行使スルニハ閲覧ノ請求カ叙上ノ正当ナル目的ニ出ツルコトヲ要シ且其ノ閲覧ヲ為スニ際シテハ可成会社ノ営業ニ支障ヲ生セサルコトニ注意スルヲ要スルモノニシテ即チ信義誠実ノ原則ニ依リ其ノ権利ヲ行使セサルヘカラサルモノト謂フヘクスカル場合ニ於テハ会社ハ閲覧ノ請求ニ応スルノ義務アルモノトス』

この判例が、前述の通説の形成の端緒となっている判例であり、立法趣旨の理解も、多くの解説は、この判例の文言を踏襲している。

## (2) 大判昭和10年5月31日(法学5巻111頁)

『商法第七十一條第二項八株主八會社ノ營業時間内何時ニテモ同條第一項所定書類ノ閲覽ヲ請求シ得ヘキ旨ヲ規定シ之ニ對シ何等カノ制限ヲ設ケタル規定ハ一モ存セサルヲ以テ原審ノ解釋ハ法文上全然其ノ根據ナキモノト云ハサル可カラス尤モ書類閲覽力不純ノ動機ニ出ツルコトハ實際<sup>上</sup>決シテ絶無ト云フ可カラサルモ偶々コレ有ルノ故ヲ以テ誠實ナル目的ニ出ツル閲覽マテモ一網打盡的ニ拒否セラルヘキ道理無キハ多言ヲ俟タス若或ハ原審ノ趣旨前上告審ノ判旨ヲ遵奉スルニアリトセハ該判旨ヲ正解セサルニ出テタルモノト云フノ外ナシ蓋右判旨ハ専ラ或種株主ノ營業妨害的行爲ヲ阻止セントスルニ在リテ株主ノ請求力何等カ不純ノ目的ニ出ツル場合ハ少クトモ正當ナル目的ノ毫モ認ムルニ由無キ場合ニ於テハ會社トシテ株主ノ請求ニ應セサルヲ得ルコトヲ判示シタルニ過キサレハナリ』

この判決は、大判昭和5年を受けて、『正当の理由』がないことの立証責任は会社側にあり、それが立証できて初めて拒否できると考えるべきものであることを示したものと理解されている。

## (3) 山形地判昭和62年2月3日(判例時報1233号141頁)

『原告が株主名簿の閲覽謄写にあたり申し出た議決権行使書との照合という理由は不自然であり、現に原告は株主名簿入手後そのようなことをしておらず、かえって入手した株主名簿によって株主に文書を送付していることや、株式の購入に回っていることに照らすと、原告が被告会社に対して株主名簿の閲覽謄写の請求をしたのは、鈴木恒吉などととも被告会社の経営陣を批判する立場から、その発言権の強化のため株式を買い受け、また、被告会社の株主に対し、原告らの主張するところを宣伝するため、全株主の住所、氏名を知ることの主たる目的で行ったものと推認するほかはない。

ところで、株式会社における株主は会社の利益のためその会社経営に対する監視、批判の権限を有するものであり、株主が経営陣を批判する文書を株主に送付したり、また、発言権の強化のため株式を買い受けるための行動にでることは、直ちに会社の利益に反するものとはいえず、その手段、方法が相当であるかぎりなら非難されることではない。そして、原告の被告会社の経営陣を批判したり、株式を買い受ける行動が会社の利益に反し、また、社会通念に照らして相当性を欠いているとの立証はない。《証拠略》中には、原告らの鈴木恒吉の復権を狙った株主に対する行動が会社の経営の安定を損なう旨の供述があるが、会社経営の主導権を誰が握るかは株主総会における多数を誰が制するかによって基本的に定まるものであるから、単に右のような理由で会社経営の安定を図ることが会社の利益であるとして、株主からの株主名簿の閲覽謄写を拒絶することができるものではない。したがって、原告が右のような株主としての活動のための必要から株主名簿の閲覽謄写を請求したとしても、それが不当な目的に基づくものであるということとはできない。』

『株主名簿の閲覽謄写を請求するについて被告会社からその目的を尋ねられたのに対し、答える必要がないといい、その後、議決権行使書の謄写を併せて請求し、議決権行使書と株主名簿とを照

合するためという不自然な理由を申し出たもので、このような請求を受けた被告会社が原告の請求を正当な目的があるとは認められないとして拒否したこともやむを得ないものというほかはない。

したがって、被告会社には原告の株主名簿の閲覧謄写の請求を拒否したことにつき落ち度がないから、その余の点に付いて判断するまでもなく、原告の損害賠償の請求は理由がない。』

(4) 名古屋地判昭和63年2月25日(判例時報1279号149頁)

『商法二六三条二項は、株式会社の株主に株主名簿の閲覧及び謄写請求権を付与しているものであるところ、同条項には、右請求権行使につき、営業時間内ということ以外に明文の制限は何ら付されていない。しかしながら、同条項が右のような請求権を付与したのは、株主をして、株主として有する権利の確保又は行使を容易ならしめるためであることは明らかであるから、株主が、右権利の確保又は行使のためではなく、他の目的のためにする等正当な目的を有しないで株主名簿の閲覧ないし謄写を求めている場合においては、会社は、当該請求を拒むことができるものと解すべきである。』

(5) 長崎地判昭和63年6月28日(判例時報1298号145頁)

『原告は前記代表訴訟に関し、その経過報告と称して、原告が同訴訟において主張している内容を株主に周知させるために、本件株主名簿等の閲覧謄写請求をしたと認められるところ、株主の代表訴訟の制度は、取締役が会社に対し損害賠償あるいは資本充実の責任を負い、これを履行すべきであるにもかかわらず、当該取締役らが現に会社の執行を担当しているなどの理由により、会社による責任追及が期待できない場合に、株主総会で多数意見を形成するに足りない少数株主においてもその責任の確定及び履行を求めることができるとするものであることは言を待たず、少数株主は、右代表訴訟という手段をとる一方、株主総会において自己の主張に賛成する株主を糾合し、多数派を形成することにより同様の結果を得ることができるのであり、この目的を達成するために株主名簿を閲覧したうえ、印刷物を送付するなどして自己の主張の正当性を他の多数の株主に訴え、これを説得する方法を講じ、あるいは自己の保有株式数を増やすための他の株主から株式の譲渡を受けようとするのはいささかも不当なことではない。たとえ、少数株主の主張が事実に合致せず、独自の見解に基づくものであり、これによって会社経営が混乱し、あるいは会社の対外的信用が傷つくおそれがあるとしても、それは様々な意見を持つ多数の株主を集合する株式会社制度にとって避けることのできない事態というほかなく、かような理由のない主張といえども、自由な言論と良識により淘汰排斥されるのを待つべきであり、株主名簿の閲覧を許さないことにより当初から少数株主の言論活動を事実上封じてしまうことには、正当な根拠を見出すことはできない。

しかしながら、株主名簿閲覧請求権は、株主名簿を利用して専ら会社あるいは取締役個人の信用を失墜させるため、取締役の責任追及に名を借りて宣伝活動を行う手段として行使されることも十分ありうるところであり、このような不正な目的が認められ、あるいは正当な目的を有するとしても、その言論活動の方法に行き過ぎがあり、会社や取締役個人の信用毀損のおそれが看過できないような場合においては、株主名簿閲覧請求権の行使は権利の濫用として排斥すべきである。』

『原告は、前記代表訴訟における主張を記載した印刷物を一部株主のみならず、被告の取引先や従業員、一般人にまで広範囲に反復して配付し、街頭宣伝車を用いて無差別に宣伝行為をなし、現に多数の預金者が被告の信用に不安を覚えるという結果を発生させており、原告のかような行動は、被告の経営を刷新して株主の利益を守りたいという原告の主張とは裏腹に、地域一般社会における信用をその事業存続の第一義的な前提とする相互銀行である被告に対し、いたずらに重大な脅威を与え、ひいては株式の価値を無に帰するおそれを生じさせるものであって、株主の行動としては背理であるというほかない。そうすると、原告は、不適当な業務執行担当者の責任を追及して被告の経営の改善を図り、株主としての利益を守るために言論活動により多数派を形成する目的で株主名簿等の閲覧を求めているのではないことが推認され、また、原告の言論活動がその手段方法に相当性を欠いていることは明らかであり、原告が今後前認定のような宣伝行為を是正し、その主張する正当な目的に即した妥当な方法により言論活動をするであろうということ<sup>1</sup>を期待すべき何らの根拠もない以上、原告が株主名簿等の閲覧謄写をした場合、これを利用して同様の不適当な宣伝活動に出るおそれがあると認められる。』

(6) 東京高決平成元7月19日(判例時報1321号156頁)

『商法が二六三条二項により、株主は会社に対し株主名簿の閲覧または謄写を請求できるとしているのは、これによって、株主個人の利益を保護することはもとより、それと同時に、会社の機関を監視することにより間接に会社の利益を保護しようとするところにあるから、株主が株主名簿を、右のような法の趣旨を逸脱した目的に使用することが明らかである場合においては、株主の閲覧等の請求に対し、会社は正当な理由がないとして、これを拒みうるものと解するのが相当である。』

原告人は、日本社会党(以下「社会党」という)の政策審議会事務局長の地位にあるところ、原告人が本件株式を売買により取得したのは、いわゆるリクルート疑惑が発生し、一時は一株金五〇〇〇円もしていた相手方の株価が、このために低落して一株金三九二〇円になった昭和六三年八月二四日であり、しかも株主名簿閲覧等請求権を行使しうる最小単位の一〇〇〇株を取得したにすぎず、この間社会党では、衆議院本会議における代表質問や参議院予算委員会での質問を通して、相手方の非公開株の譲渡を受けた政治家等の氏名の公表等を迫り、また衆議院税制問題等調査特別委員会の理事会で相手方の株主名簿の提出を要求するなど、原告人の行動と社会党の政治活動とは符節を合わせているのであって、このような事情を勘案すれば、原告人の本件株主名簿閲覧等の請求は、株主の権利を擁護するため、商法で認められた少数株主権を行使する前提としてなすものであって、それ以外の目的はないという原告人の主張は到底信用することができず、前示法の趣旨は逸脱した目的によりなされたもので、正当な目的がないものといわざるをえない。』

(7) 最判平成2年4月17日(判例時報1380号136頁)

『商法二六三条二項によれば、株主は、会社の営業時間内であれば、いつでも株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができるが、株主名簿の閲覧又は謄写の請求が、不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、会社は株主の請求を拒絶すること

ができる」と解するのが相当である。』

『上告人は、株主名簿謄写の理由として右（六）の事由を示したが、その具体的内容を示したことはなく、右の目的のために、何らかの活動をしたということは全くなかった、（一〇）しかして、上告人の被上告人に対する株主名簿の閲覧及び謄写請求は、株主としての権利の確保等のためではなく、右新聞等の購読料名下の金員の支払を再開、継続させる目的をもってされた嫌がらせであるか、あるいは右金員の支払を打ち切ったことに対する報復としてされたものと推認することができる、というのである。』

右の事実関係のもとにおいては、上告人の被上告人に対する株主名簿の閲覧及び謄写の請求は、その権利を濫用するものというべく、これが許されるべきものでないことは明らかである。』

#### （８）旧商法判例の動向

このように、旧商法下の判例では、旧商法263条3項が、『営業時間内』という制限以外の一切の制限を明文化していないため、その立法趣旨から、名簿閲覧請求においては、『正当の理由』があることを要求しながらも、立証責任においては、会社側に、『正当の理由』がないことを立証することを要求してきた。

しかし、最判平成2年を中心に、株主名簿が名簿業者に売られたり、他の株主からの接触を嫌う株主からの会社へのクレームの問題等が顕在化していた。また、一部の論調では、プライバシー保護という視点からの批判もなされていた。

### 4 会社法125条

#### （１）拒否事由の創設

会社法125条は、旧商法同様、株主名簿の作成・備置義務を規定すると共に（会125条1項）、それを前提として、株主・会社債権者の株主名簿閲覧請求権を『営業時間内』に行使できると規定している。

しかし、会社法125条2項は、その後段において、『請求の理由』を明らかにすることを明文化した。この点は、従来の実務においても、『目的』を記載させるということをしていたので、形式的に大きな改正ではないと考えられるが、単に『請求の理由』を記載するだけでなく、『明らかにする』という文言であることから、会社法433条1項柱書後段と同様な問題を提起することになった（最判平成16年7月1日民集58巻5号1214頁参照）。

さらに、それに止まらず、会社法125条3項において、拒否事由を明文で列挙した。

#### （２）創設の趣旨

『現行商法において、このような拒否事由が規定されていないが、株主名簿の閲覧・謄写の請求については、いわゆる名簿屋が名簿の入手により経済的利益を得るために利用しているという弊害が指摘されるほか、プライバシー保護の観点からの問題も指摘されているところであった。そこで、現行商法において会計帳簿の閲覧請求の拒否事由として規定されている事由（現行293条の7）と同

様の事由を、株主名簿の閲覧・謄写拒否事由として規定することとしたものである。』（相澤参事官）

## 5 会社法成立後の判例

(1) 東京地決平成19年6月15日（資料版商事法務280号220頁）

『本件は、債務者の株主である債権者が、債務者に対し、債務者の株主に対して債権者の行った公開買付けへの応募を呼びかけるために、債務者の株主名簿及び平成19年3月末日現在の実質株主名簿（以下、併せて「本件株主名簿」という。）に記載されている株主の氏名又は名称及び住所等を把握することを目的として、会社法125条2項及び株券等の保管及び振替に関する法律32条7項に基づき本件株主名簿の閲覧謄写を求める仮処分申請をしたところ、債務者が会社法125条3項1号及び同3号所定の拒絶事由があるとして被保全権利の存在を争うとともに、保全の必要性の有無についても争った事案である。』

『(2) 争点(1)イについての当裁判所の判断

前記(1)で認定した事実を踏まえ、債権者の本件株主名簿閲覧謄写に対し、会社法125条3項3号所定の拒絶事由が存在するか否かについて判断する。

### ア 判断基準

会社法125条3項は、株式会社が株主又は債権者からの株主名簿の閲覧等の請求を拒むことができる事由を掲げ、同項3号は、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」と規定している。同項3号の趣旨は、他の競業者に株主名簿が閲覧され、株主の氏名、住所、有する株式数等の詳細を把握されると、競業に利用されて株式会社の利益を害するおそれがあるから、これを防止するということにあると解されるところ、そのようなおそれは、単に請求者の事業と株式会社の業務とが競争関係にある場合にとどまらず、請求者の子会社や親会社の事業が株式会社の業務と競争関係にある場合も生じ得るものである。

また、株主名簿の閲覧等の拒絶事由は、平成17年法律第87号による改正前の商法（以下「旧商法」という。）には明文上の規定がなく、会社法の制定に伴い、会計帳簿の閲覧等の拒絶事由（同法433条2項）と同様の事由が初めて規定されたものである。旧商法においては、会計帳簿の閲覧等の拒絶事由として、閲覧等の請求者が会社と競業をする者であるときだけでなく、請求者が会社と競業をする会社の株主であるときが明示的に定められていたのであり（293条の7第2号）、会社法は、旧商法が定めていた会計帳簿の閲覧等の拒絶事由の実質をほぼ維持して、会計帳簿及び株主名簿の閲覧等の拒絶事由を定めたものと理解されている。そうだとすると、請求者が株式会社と競争関係にある会社の親会社であるような場合に、請求者自身が競争関係にある事業を営んでいないとして、会社法125条3項3号所定の拒絶事由に該当しないと解するのは、上記の会社法の制定の経緯に沿うものということとはできない。

以上によれば、会社法125条3項3号所定の「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業」を営む場合とは、単に請求者の事業と株式会社の業務とが競争関係にある場合に限るものではなく、請求者がその子会社と一体的に事業を営んでいると評価できるような場合において、当該事業が株式会社の業務と競争関係にあるときも含むものと解するのが相当である。

## イ 当裁判所の判断

上記アの判断基準に従い本件をみってみるに、前記(1)で認定した事実を照らすと、次のような結論を導くことができる。

すなわち、債権者は、不動産投資顧問事業を主な事業内容とする株式会社であるが、各有限会社をいわゆる100パーセント出資の孫会社として実質的に支配し、その事業内容を通じて一体として収益を上げていることが一応認められ(前記(1)イ(ア))、そうだとすると、会社法125条3項3号の実質的な競争関係の有無を判断するに当たっては、各有限会社の事業内容をも併せて考慮すべきである。そして、本件において、債務者は品川区、墨田区、台東区を中心に不動産の取得・開発及び賃貸業務を営んでおり、他方、各有限会社も品川区、台東区を含む東京都内において、不動産の取得・開発及び賃貸業務を営んでいるのであるから(前記(1)ア、イ(イ))、債務者の営む事業と各有限会社の営む事業は不動産の取得・開発及び賃貸業務の点において競争関係にあるものと認めるのが相当である。

以上によれば、各有限会社を100パーセント出資の孫会社とする債権者と債務者との間には実質的な競争関係があり、債務者は、会社法125条3項3号所定の拒絶事由により、本件株主名簿の閲覧請求を拒絶することができるのと解するのが相当であるところ、本件全疎明資料を検討するも、当該判断を覆すに足りる的確な疎明資料は存在しない。』

## (2) 東京地決平成20年5月15日(金融・商事判例1295号36頁)

『本件は、債務者の株主である債権者が、債務者に対し、債務者の株主総会において債権者の行った株主提案についての委任状勧誘を行うため、債務者の平成20年3月末日現在の株主名簿及び実質株主名簿(以下、併せて「本件株主名簿」という。)に記載又は記録されている株主の氏名又は名称及び住所等を把握することを目的として、本件株主名簿の閲覧謄写の仮処分を申し立てた事案である。』

『イ 会社法125条3項は、株式会社が株主又は債権者からの株主名簿の閲覧等の請求を拒むことができる事由を掲げ、同項3号は、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者であるとき」と規定している。同号の趣旨は、他の競業者に株主名簿が閲覧され、株主の氏名、住所、有する株式数等の詳細を把握されると、競業に利用されて株式会社の利益を害するおそれがあるから、これを防止することにあると解される。そして、同号は、同項1号及び2号と異なり、文言上、請求者の主観的意図を要件として規定していない。

このような同項3号の趣旨及び文言に照らせば、同号は、請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるときには、当該株式会社は閲覧等の請求を拒むことができることを定めたものと解するのが相当であり、それ以上に、株主情報が競業に利用されたり、株主のプライバシーが侵害される現実的なおそれがある等の事情の存在を要件とするとは解されない。また、委任状勧誘を行うためといった請求の目的ないし動機如何によってそのような事情の存在が要件となると解することもできない。さらに、同号の「実質的に競争関係にある事業」について、債権者が主張するように当該株式会社の株主情報が有用性ある秘密と認めら

れる事業に限定されると解すべき理由はなく、このように解することはできない。』

『ア 会社法125条3項3号所定の「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業」を営む場合とは、上記同号の趣旨に照らせば、単に請求者の事業と株式会社の業務とが競争関係にある場合に限らず、請求者がその子会社と一体的に事業を営んでいると評価できるような場合において、当該事業が株式会社の業務と競争関係にあるときもこれに該当すると解するのが相当である。』

(3) 東京高決平成20年6月12日(金融・商事判例1295号12頁)

『1 会社法は、株式会社が、株主名簿を作成し、これに所定の事項を記載し、又は記録しなければならないこととし(同法一二一条)、株式会社は、株主名簿をその本店(株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所)に備え置かなければならないこととし(同法一二五条一項)、株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、株主名簿が書面をもって作成されている場合における当該書面の閲覧又は謄写の請求又は株主名簿が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができることとしている(同条二項)。このように、同法は、一般的かつ広範に株主名簿閲覧謄写請求権を付与しているところ、これを株主についていえば、同法が上記のとおり株主に対して株主名簿閲覧謄写請求権を付与している趣旨は、これにより株主の権利の確保又は行使を保障すると共に、株主による株主名簿閲覧謄写請求権の行使を通じて株式会社の機関を監視し株式会社の利益を保護することを目的とするにあると解するのが相当である。そして、株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができるのであり(同法二九五条)、取締役設置会社においても、同法に規定する事項及び定款で定めた事項については決議をすることができる(同条二項)、株主が株主総会の招集の請求をし(同法二九七条)、株主が取締役に対し一定の事項を株主総会の目的とすることを請求し(同法三〇三条)、株主が株主総会において株主総会の目的である事項につき議案を提出する(同法三〇四条)ことは、いずれも株主としての権利の行使にほかならないから、株主がこれらの株主の権利行使に関し、自己に賛同する同志を募る目的で株主名簿の閲覧謄写の請求をすることは、株主がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行うものと評価すべきものである(同法一二五条三項一号参照)。

同法は、上記のとおり株主が株主名簿の閲覧謄写の請求をすることができることを原則としつつ、他方、株式会社は、株主から一二五条二項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができないと規定し、同項各号のいずれかに該当する場合をその例外として定めている(同法一二五条三項)。すなわち、当該請求を行う株主(請求者)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき(同項一号)、請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき(同項二号)、請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき(同項三号)、請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するた

め請求を行ったとき（同項四号）、請求者が、過去二年以内において、株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき（同項五号）、以上が同項各号の規定する事由である。

ところで、商法（平成一七年法律第八七号による改正前のもの。以下同じ。）二六三条三項は、株主及び会社の債権者は、営業時間内は、いつでも、株主名簿の書面若しくは株主名簿の複本の閲覧又は謄写の請求又は株主名簿が電磁的記録をもって作られた場合若しくは株主名簿の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるこれらの電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令に定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができることとし、会社が株主名簿の閲覧又は謄写の請求を拒むことができる場合を特に例外として定めていなかった。商法が上記のとおり株主に対して株主名簿閲覧謄写請求権を付与していた趣旨は、会社法一二五条二項と同様に、これにより株主の権利の確保又は行使を保障すると共に、株主による株主名簿閲覧謄写請求権の行使を通じて株式会社の機関を監視し株式会社の利益を保護することを目的とするにあり、このような株主名簿閲覧謄写請求権を付与する規定の趣旨、目的にかんがみれば、商法が定める株主名簿の閲覧又は謄写の請求が、不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、会社が株主名簿の閲覧又は謄写の請求を拒むことができる場合として特に定められていなくても、会社は株主の請求を拒絶することができると解するのが相当で、株主のする株主名簿の閲覧及び謄写の請求が、自ら発行する新聞等の購読料名下の金員の支払を再開、継続させる目的をもってされた嫌がらせあるいは金員の支払を打ち切ったことに対する報復としてされたものであるときは、当該請求は権利の濫用として許されないとされ（最高裁平成元年（オ）第六五号同二年四月一七日第三小法廷判決・裁判集民事一五九号四四九頁、判例タイムズ七五四号一三九頁参照）、株主名簿の閲覧及び謄写の請求の日の前二年内に他の会社の株主名簿の閲覧又は謄写により知得した事実を利益を得て他に通報したことがある者がした請求等についても、権利の濫用にわたるものとして許されないとされた（東京高裁昭和六二年（ネ）第二二〇三号同年一月三〇日判決・高等裁判所民事判例集四〇巻三号二一〇頁等）のも上記の解釈から当然のことといふべきである。

会社法一二五条三項は、上記のとおり、商法が定める株主名簿の閲覧又は謄写の請求が、不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、会社は株主の請求を拒絶することができると解されていたことを受け、株主による会計帳簿の閲覧請求（商法二九三条ノ六）に対して同法二九三条ノ七が拒絶事由として規定していたと同様の事由を、株主名簿の閲覧又は謄写の請求の拒絶事由として規定することとし、会社法一二五条三項各号のいずれかに該当する場合には、株式会社は、株主からされた同条二項の請求を拒むことができる旨を明文の規定をもって規定するに至ったものである。このように、同条三項は、株主からされた株主名簿の閲覧又は謄写の請求が、不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合に限定して、株式会社がその請求を拒絶することができることとし、その拒絶事由を類型ごとに明確にすることを目的とする規定であり、もとより、株主の権利の確保又は行使を保障すると共に、株主による株主名簿閲覧謄写請求権の行使を通じて株式会社の機関を監視し株式会社の利

益を保護することを目的とする株主名簿閲覧謄写請求制度の前記の目的を否定しあるいは制限する趣旨のものではないと解するのが相当である。そこで、このような観点から、本件においてその適用が問題となる会社法一二五条三項三号の規定の趣旨について検討すると、株主であっても、その株主が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものである場合には、株式会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的で同条二項の請求を行うおそれがあるから、そのような不当な目的の請求に対する拒絶事由を類型化して、これを拒むことができることとすることに一定の合理性が認められるところ、株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであると否とを問わず、当該請求を行う株主（請求者）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき（同項一号）、あるいは株主（請求者）が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき（同項二号）には、権利を濫用するものとして株式会社が当該請求を拒むことができることは、旧商法が定める株主名簿の閲覧又は謄写の請求について権利を濫用するものと認められる場合に会社が株主の請求を拒絶することができることと解されていたことからしても、明文の規定を俟たなくとも当然のことであり、上記各号は確認的に規定されたにとどまるものと解されるが、株主（請求者）が上記のいずれかに該当することを株式会社が証明することは必ずしも容易なことではないことにかんがみ、株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する株主が同条二項の請求を行う場合には、当該株式会社の犠牲において専ら自己の利益を図る目的でこれを行っていることと推定することに一定の合理性を肯定することができることを併せ考慮して、同項一号及び二号の特則として同項三号が設けられたと考えられるのであり、これによれば、同項三号は、請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるときには、株主（請求者）がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったことを証明しない限り（このことが証明されれば、同項一号及び二号のいずれにも該当しないと評価することができる。）、株式会社は同条二項の請求を拒むことができることとしたものであり、株式会社が当該請求を拒むことができる場合に該当することを証明すべき責任を上記のとおり転換することを定める旨の規定であると解するのが相当である。このように解さないと、当該請求を行う株主が株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものである場合には、ただそのことのみによって、株主（請求者）が専らその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったときであっても、株式会社は当該請求を拒むことができることになり、同条二項が株主に対し株主名簿閲覧謄写請求権を付与し、これにより株主の権利の確保又は行使を保障すると共に、株主による株主名簿閲覧謄写請求権の行使を通じて株式会社の機関を監視し株式会社の利益を保護することを目的とする株主名簿閲覧謄写請求制度の前記の趣旨、目的を損なうこととなってしまうのであり、当該請求を行う株主（請求者）が専らその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったときであっても、株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとして、そのことだけを理由に同条二項が株主に対して付与する株主名簿閲覧謄写請求権を否定しなければならない合理的な根拠は見だし難いのである。それにもかかわらず、同項三号の規定を、あえて「株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従

事するもの」に該当する株主の株主名簿閲覧謄写請求権を否定する趣旨の規定であるとするれば、同条二項が株主に株主名簿閲覧謄写請求権を付与した趣旨、目的を没却し、同条三項が例外規定を設けた趣旨を逸脱し、目的と手段との権衡を失する不合理なものであるとのそしりを免れないものとならざるを得ない。したがって、同項三号は、上記のとおり証明責任を転換する旨の規定であると解するのが相当である。」

#### (4) 判例の動向

会社法成立後の下級審判例は、会社法125条3項3号が、『客観的拒否事由』として読めることから、『客観的に』に該当すれば、会社は、閲覧請求を拒否できると解していた。

これに対して、平成20年東京高決は、客観的事由に該当しても、主観的に濫用の意図がないこと、裏返せば、株主としての正当な権利であることを、株主が立証すれば、会社は閲覧請求を拒否できないと論じている。

### 6 拒否事由に関する考え方 (旧商法293条の7を巡って)

#### (1) 主観的要件不要説

競業関係性のみが文言的に要件となっていることから、限定列挙規定であることから、株主の閲覧請求の具体的・主観的意図を問わないとする考え方である。一般的には、これが従来を通説であると言われている。その理由は、前号の濫用的要件に対して、特に、客観的要件が置かれていることから、独立要件と考えるべきであるとするところにある。

#### (2) 主観的要件必要性

権利の不当な行使や濫用を許さないということが本条の趣旨であることから、競業に利用するという意図があることを要件とすべきであるという考え方である。アメリカ会社法における考え方である。

#### (3) 主観的意図推定説

会社側は、主観的意図と客観的要件との両方の存在を立証する必要はなく、客観的要件に該当する事実を立証すれば、閲覧請求は拒否できるとする。ただし、客観的要件に該当する事実を立証された場合でも、株主の側で、濫用的な主観的意図の不存在を立証すれば、閲覧請求を会社は拒むことができないとする考え方である。その理由は、競業関係性という特殊性により、濫用的主観的意図の存在が推認されるからであるということにある。この考え方が有力説である。

### 7 立法論的検討 コピペ立法

会社法125条3項は、立法担当者がいみじくも述べているように、旧商法293条の7に規定された、そして、それを文言を「いじくった」会社法433条2項のコピー・ペーストであり、立法的検討が全くなされていない。単に素朴に拒否事由は何か必要だが どうしよう ちょうどいいのがあった、

というだけの立法趣旨とさえ考えられる。

なぜなら、会計帳簿という情報が濫用的に利用された場合の会社損害の大きさと、株主名簿に記載されている情報が濫用的に利用された場合の会社損害の大きさについて、全く意が用いられておらず、いわゆる学生がその意味も分からずに似たようなものをインターネットからコピー・ペーストしていると大差ないとさえ評したくなる。

したがって、平成2年の最高裁によって、旧商法における株主名簿閲覧請求における拒否事由の考え方が確立していた以上に、過剰な拒否事由を明文化する必要があったのかどうかは極めて疑問である。

また、立法担当者は、名簿屋業者の弊害やプライバシーを問題としているが、会社法125条3項3号は、そのいずれをも防止する機能は有していない。

以上により、拒否事由は、削除すべきものと考ええる。会社法31条2項の定款閲覧請求権規定と同様でよい。もっとも、客観的要件でない拒否事由については、一般的拒否事由として、なお残す余地もあり得るとは考えるが。

## 8 解釈論的検討

本来は存在すべきではなかった会社法125条3項ではあるが、条文として存在する以上、その適用が問題となり、適用に当たっての解釈方法が問題となる。かつ、問題とすることにより、立法的失敗を是正する必要がある。ある意味で、立法の失敗と司法の創造的機能である。もちろん、それは、裁判官ひとりに負わされるものではなく、そういう是正的解釈を求める弁護活動を行う弁護士、また、そういう解釈を展開すべき研究者の職責でもある。

会計帳簿という極めて重要な財務情報に関する閲覧請求拒否事由において展開された解釈論的方法を、株主名簿という限定された情報の閲覧請求の拒否事由において、同様に展開するということが、一定の矛盾あるいは均衡を失っている議論ではあるが、現状では、解釈論的な方法としては、それらしか存在していない以上、とりあえず、それらを参考にすることになる。

結論的に言えば、平成20年東京高決が述べているように、拒否事由が株主の権利行使を制限してしまうのであれば、それは拒否事由としては正当性を有していないということになる。また、もう一つの視点として、客観的拒否事由により、主観的には拒否できない場合を拒否することにより、手に入れることの利益と、拒否されたことによって株主が失う利益の大きさとの比較衡量も考えられて良い。

この点に付いても、平成20年東京高決が述べているように、株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができるのであり（同法二九五条）、取締役設置会社においても、同法に規定する事項及び定款で定めた事項については決議をすることができる（同条二項）、株主が株主総会の招集の請求をし（同法二九七条）、株主が取締役に対し一定の事項を株主総会の目的とすることを請求し（同法三〇三条）、株主が株主総会において株主総会の目的である事項につき議案を提出する（同法三〇四条）ことは、いずれも株主としての権利の行使にほかならないから、株主がこれらの株主の権利

行使に関し、自己に賛同する同志を募る目的で株主名簿の閲覧謄写の請求をすることは、株主がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行うものと評価すべきものである（同法一二五条三項一号参照）。』という株主の権利行使において、株主名簿の閲覧請求により手に入れることのできる情報は極めて重要な情報である。

確かに、株主提案権行使により、議案については、その要領を招集通知に記載する権利が法定されているが（会305条）、その趣旨は、株主間の意思疎通・コミュニケーションの確保ということにあると説明されていることから考えても、議案の要領のみの通知にとどまらず、それ以上に、他の株主に自己の意思を表明することは、会社法の目指すべき株主間のコミュニケーションであると言える。

このような権利が、客観的拒否事由により、主観的意図ではなく、拒否され、行使できなくなることは、解釈論的には許されないものと言える。そこで、少なくとも、条文解釈の言文的限界を考えると、主観的意図推認説による解釈的解決は一つの採用しうる解決方法であると評価できる。

なお、1号・2号との関係と3号との関係をどのように理解するのかは、まだまだ検討の余地がある。

## 9 残された問題

### (1) 仮処分における保全利益の問題

株主名簿閲覧請求は、平成20年東京高決が述べるように、株主提案権の行使に伴って、株主に対して、より多くの働きかけをしたいような場合には、総会日までに行われなければならないという時間的な切迫がある。また、公開買付のような場面では、買付期間の設定があり、確かに、意見表明制度や質問・回答制度という公開された情報開示の方法あるとしても、個々の株主に働きかける機会は、時間的に切迫している。

いくつかの決定においては、拒否事由を認定したにもかかわらず、保全利益についても言及しているものもあり、一般的には、保全利益を認めないという考え方がとられていた。しかし、平成20年東京高決は、保全利益につき肯定的見解を示している。

東京地決平成19年6月15日（資料版商事法務280号220頁）

#### 『(1) 判断基準

本件仮処分事件は、本件株主名簿の閲覧謄写を仮に求めるとの仮の地位を定める仮処分を求めるものであるが、このような類型の仮処分にあつては、債権者は、争いがある権利関係について債権者に生じる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするという保全の必要性を疎明しなければならない（民事保全法23条2項）。

ところで、本件仮処分事件は、株主名簿の閲覧謄写請求権に係る権利関係が未だ確定していない段階で閲覧謄写を求めているところ、株主名簿には株主個人の氏名又は名称及び住所等、株主個人のプライバシーに関する事項も含まれている。そうだとすると、本件仮処分により株主名簿の閲覧謄写が認められた後に、本案訴訟において債権者にその閲覧謄写の請求権がないことが確定したと

きには、債務者は無権利者に株主個人のプライバシーに関する事項を開示したことになり、その結果、株主の信頼を損なうなど不測の損害を被るおそれがあると考えられる。この点につき、債権者は、別紙債権者の主張第2の2で株主名簿が閲覧謄写されることによりプライバシーが侵害されると評価する余地はないと主張するが、独自の考え方であり採用の限りではない。

以上によれば、本件のような満足的仮処分においては、株主名簿の閲覧謄写請求権に係る権利関係が確定しないために生ずる債権者の損害と本件仮処分により債務者の被るおそれのある損害とを比較衡量し、債務者の被る損害を考慮しても、なお債権者の損害を避けるため緊急の必要がある場合に限って、保全の必要性があるものと解するのが相当である。

ア 保全の必要性その1（債権者の主張第2の1（1）（2））

（ア）債権者は、本件公開買付けが既に開始され、債務者が本件株主名簿の閲覧謄写につき明確に拒絶の意思を表明したため、本件公開買付け期間中に債務者の株主に対して公開買付けの内容及び応募の依頼を記載したレターを送付するためには、本案訴訟の結果を待たずに本件株主名簿の閲覧謄写をすることが必要不可欠であると主張する。

（イ）しかし、証券取引法は、公開買付者に対し、公開買付開始公告（同法27条の3第1項）、公開買付届出書（同条2項）及び公開買付説明書（同法27条の9第2項）の提出等を義務付け、対象会社の株主はこれによって公開買付けの存在及びその条件等を認識することができるから、公開買付けに関心のある債務者の株主は自ら情報を入手して本件公開買付けに応募することができるということがいえる。また、債務者が平成18年12月22日に提出した第41期半期報告書により、平成18年9月30日時点の債務者の大株主（持株比率合計52.94パーセント）の情報は開示され、大量保有報告書（変更報告書）により、持株比率合計34.96パーセントを有する債務者の大株主の情報も開示されている（甲18）。

さらに、債務者の実質株主名簿は平成19年3月末日現在のものであるが、債務者の株式は平成19年4月1日以降大量に売買されており、現在の債務者の株主の多くは平成19年3月末日現在の実質株主名簿記載の株主とは異なっていることが推測できる（甲10、乙4、審尋の全趣旨）。

（ウ）上記（イ）に照らすと、公開買付開始公告等の法定された手続や債権者によるプレスリリースなどのほかに、本案訴訟の結果を待たずに本件株主名簿を閲覧謄写した上で株主に対してレターの送付をしなければ、そのことが原因で本件公開買付けが不成立に終わるなど差し迫った緊急の必要性があるなどということは困難であり、債権者の主張する保全の必要性その1は、未だ疎明されているということとはできず、これを採用することはできない。

イ 保全の必要性その2（債権者の主張第2の1（1））

（ア）債権者は、本件株主名簿の閲覧謄写が認められないと、債務者は自ら都合のよい論理のみを記載したレターを株主に対して送付し、本件公開買付けに応募しないように説得することができる一方で、債権者は債務者の株主に対する応募勧誘行為を直接に行うことができず、武器対等とは言い難いばかりか、株主が債権者と債務者の双方の主張を聞いた上で意思決定する機会を不当に制限する結果になってしまうので、本件株主名簿の閲覧謄写をするにつき差し迫った必要性があると主張する。

(イ) しかし、本件全疎明資料を検討するも、債務者が自ら都合のよい論理のみを記載したレターを株主に対して送付したとか、今後これが行われる具体的なおそれがあるとの事実を認めるに足りる疎明資料は存在しない。

また、債権者は、公開買付開始公告等の法定された手続を履践し、自らプレスリリースなども行っており（審尋の全趣旨）、本件株主名簿の閲覧謄写が認められないからといって、株主が債権者と債務者の双方の主張を聞いた上で意思決定する機会を不当に制限する結果になるとはいえないし、これにより債権者に「著しい損害」が生じるということもできない。

(ウ) 以上によれば、本案訴訟の結果を待たずに本件株主名簿の閲覧謄写をするにつき差し迫った緊急の必要性があると認めることはできず、債権者の主張する保全の必要性その2は、未だ疎明されておらず、これを採用することはできない。

ウ 保全の必要性その3（債権者の主張第2の1（2））

(ア) 債権者は、債務者が本件公開買付けを受けてエクイティ・ファイナンスや株式の市場買付けを行うなどの対抗措置を講ずる可能性が高く、債権者の公開買付けに応募する可能性のある浮動株の株式数が変動してしまうから、本件公開買付けはその後の公開買付けを行うことによって代替できるものではなく、仮に本件株主名簿の閲覧謄写が認められないために本件公開買付けが不成立に終わった場合には著しい損害を被ると主張する。

(イ) しかし、本件全疎明資料を検討するも、債務者がエクイティ・ファイナンスや株式の市場買付けを行ったとか、今後これらが行われる具体的なおそれがあるとの事実を認めるに足りる疎明資料は存在しないし、仮に今後これらが行われたとしてもそれが正当なものである限り、債務者には何ら非難されるべきいわれはないのであるから、これを理由に緊急の必要性を認めることはできない。

(ウ) また、上記ア（ウ）で述べたとおり、本案訴訟の結果を待たずに本件株主名簿を閲覧謄写しなければ、そのことが原因で本件公開買付けが不成立に終わるなど差し迫った緊急の必要性があるなどということできないから、本件株主名簿の閲覧謄写が認められないため本件公開買付けが不成立に終わった場合に著しい損害を被るとの債権者の主張は、この点で前提を誤っているというべきである。

(エ) 以上によれば、債権者の主張する保全の必要性その3は、未だ疎明されているということとはできず、これを採用することはできない。

(3) 以上によれば、本件仮処分事件においては、保全の必要性があることについて疎明がされているとは言い難い。』

東京地決平成20年5月15日（金融・商事判例1295号36頁）

『2 保全の必要の有無（争点（2））

（1）本件仮処分のような仮の地位を定める仮処分命令を求める申立てについては、債権者は、争いがある権利関係について債権者に生じる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするという保全の必要性を疎明しなければならない（民事保全法23条2項）。

ところで、株主名簿には株主個人の氏名又は名称及び住所等、株主個人のプライバシーに関する

事項も含まれており、本件仮処分が認められた後に、本案訴訟において債権者にその閲覧謄写の請求権がないことが確定した場合、債務者は無権利者に株主個人のプライバシーに関する事項を開示したことになり、その結果、株主の信頼を損なうなど不測の損害を被るおそれがあると考えられる。この点につき、債権者は、株主名簿が閲覧謄写されることによって債務者が損害を被るおそれはないと主張するが、採用できない。

以上によれば、本件においては、株主名簿の閲覧謄写請求権に係る権利関係が確定しないために生ずる債権者の損害と本件仮処分により債務者の被るおそれのある損害とを比較衡量し、債務者の被る損害を考慮しても、なお債権者の損害を避けるため緊急の必要がある場合に限り、保全の必要性があるものと解するのが相当である。

## (2) 判断

ア 債権者の主張の要旨は別紙債権者の主張のとおりであるが、要するに、株主総会参考資料やプレスリリースは買収者からの情報提供のツールとしては不十分であり、本件提案につき実効性ある委任状勧誘を行うためには株主名簿の閲覧謄写によって債務者株主の情報を得て、それに対して直接に働きかけを行う機会が確保されねばならず、そうしなければ債務者との関係で極めて不公平な結果となり、このような機会が保障されない場合に債権者が被る損害はおよそ金銭評価をすることができない回復不能な著しい損害であり、そして、本案訴訟を待っていてはかかる損害を避けることはできないとするものである。

イ そこで検討するに、疎明資料（甲9）及び審尋の全趣旨によれば、債権者は自らのホームページに特設サイトを設け、債権者らによる債務者に対する事業提携・事業統合の提案に関する情報提供を行っていること、債務者は、株主総会参考書類に実質的に提案理由等の全文を記載することや、債権者の要請があれば井上投資の提案理由について上記債務者の特設サイトを参照するようとの記載を上記サイトのアドレスとともに記載することを確約すると表明していることが認められる。

また、債務者の株主について、債務者が平成19年12月21日に提出した半期報告書により、平成19年9月30日時点の債務者の大株主（持株比率合計60.47パーセント）の情報は開示され、さらに、その後に提出された大量保有報告書及び変更報告書（乙68、71、72）を併せれば、債権者は、債務者代表者及び債務者従業員持株会以外の保有株数が判明していない株主を控除しても、債権者及び井上投資を含め、持株比率合計約65パーセントの株主の情報は判明していると認められる。

上記に照らすと、債権者は、株主総会参考書類の記載やホームページ等での情報提供を通じ、あるいは判明している株主らに対してはそれらに加えて直接面談等を申入れることにより、債務者株主に対し本件提案に賛同するように働きかけることが可能といえることができる。

ウ（ア）債権者は、本件提案については委任状勧誘が重要であり、本件提案につき実効性ある委任状勧誘を行うためには株主名簿の閲覧謄写によって債務者株主の情報を得て、それに対して直接に働きかけを行う機会が確保されねばならないとし、疎明資料（甲74、75、76の1、77）を提出する。

しかし、それらを含めた本件全疎明資料を検討しても、上記2（2）イで述べたことを併せて考慮すれば、未だ債務者株主に対して直接に働きかけを行わねば本件株主提案について実効性ある委任状勧誘を行うことができないと認めるには足りない。

(イ) また、債権者は、債務者株主に対して直接に働きかけを行う機会が確保されねば債務者との関係で極めて不公平な結果となり、このような機会が保障されない場合に債権者が被る損害はおおよそ金銭評価をすることができない回復不能な著しい損害であると主張する。

しかし、現時点で債権者に判明していない債務者株主に対し直接働きかけられないことそれ自体によって債権者に具体的な損害が生じるものではないし、他に本案訴訟を待たずに本件株主名簿を閲覧謄写できないことによって債権者が具体的に損害を被るおそれがあることについて十分な疎明があるとは認められない。

エ 以上によれば、本案訴訟の結果を待たずに本件株主名簿の閲覧謄写をするにつき債権者の損害を避けるため緊急の必要性があると認めることはできない。

(3) 上記を総合すれば、本件仮処分事件においては、保全の必要性があることについて疎明がされているとは認められない。』

東京高決平成20年6月12日(金融・商事判例1295号12頁)

『3 前記前提となる事実及び上記認定事実疎明資料(甲九二、九四ないし九七、乙六三、八一の一、八一の二、八二、八六、八七、九〇ないし九二、九三の一ないし九三の五)を併せて考えれば、相手方は、平成二〇年六月二七日に第四四期定時株主総会(本件定時総会)を開催する予定であること、井上投資株式会社は相手方の取締役に対し同月一〇日付けで株主提案議案を送付し、これを本件定時総会の目的とすることを請求したこと、原告人は、井上投資株式会社が上記のとおり株主提案権に基づき本件定時総会の目的とすることを請求した事項について、相手方の株主の賛成を求めて委任状勧誘を行うことを目的として本件株主名簿の閲覧及び謄写を請求したこと、しかるに、相手方がこれを拒絶したため、原告人はこれを受けて本件申立てに及んでいるものであり、本件定時総会まで時間的に切迫していること、原告人には、原告人及び井上投資株式会社の保有株式を含め、持株比率合計約七七・二九パーセントの株主の情報は判明しているが、原告人はその余の株主の情報を把握しておらず、本件株主名簿を閲覧することによってこれを把握することができること、相手方は、平成二〇年四月二四日東京地方裁判所に対し、本件定時総会に関し、会社法三〇六条一項の規定に基づき総会検査役の選任の申立てをし、東京地方裁判所は総会検査役として弁護士を選任したこと、相手方は、平成二〇年六月三日午後四時三〇分から総会検査役との打ち合わせを行ったこと、この打合せには原告代理人である弁護士も出席し、その席上、相手方から、同月六日に発送予定のものであるとして、本件定時総会の招集通知のドラフトが提示されたこと、このドラフトには、本件株主提案のうち、定款の一部変更(買収防衛策に係る規定の新設)の件(前記引用に係る原決定摘示の「1 前提事実」の(4)ア)及び買収防衛策導入の件(同(4)イ)は相手方もこれを受け入れて相手方提案(第三号議案及び第四号議案)として上程する旨、買収防衛策に基づく原告人らに対する対抗措置の不発動の件(同(4)ウ)は株主提案(第六号議案)として上程する旨、相手方は、この第六号議案に対抗するものとして、買収防衛策に基づく原告人グループに対する対抗措置の発動を取締役に委任する件(第五号議案)を上程する旨それぞれ記載され、取締役二名選任の件(同(4)エ)も株主提案(第七号議案)として上程する旨記載されているが、

相手方は提案に係る取締役二名（被告人代表取締役原將昭及び被告人経営企画室長高井康男）の選任に反対である旨の意見を付記していること、このドラフトと同じ内容の本件定時総会招集通知が同月六日に全株主宛に発送されたこと、相手方は本件が当審に係属した後の同年五月二八日、被告人に対し、被告人が相手方の全株主に対して送付を希望する資料（被告人に対する委任状用紙及び切手の貼られた返信用封筒並びに被告人側からの参考資料を含む。）を送付用の封筒に封入したものを株主数に見合った分用意した上で相手方に届けば、相手方がこれに株主宛のラベルを貼り、株主名簿に記載された相手方の全株主に対して、これを株主名簿上の住所宛に送付する（ただし、本件定時総会まで合計二回に限る。）との提案をしたこと、被告人は相手方の提案した方法を実施すれば、株主名簿に記載された全株主に対し、被告人が送付を希望する資料を二回に限り株主名簿上の住所に宛てて送付することが可能となること、被告人は同年六月二日に相手方の上記提案を受け入れたこと、この合意に基づく被告人送付希望の資料の第一回目の送付が同年六月六日に行われたこと、しかしながら、上記の措置は、資料送付という方法に限られている上、回数も二回だけであり、被告人が株主に対して委任状勧誘を働きかける方法としては制約されたものにとどまること、以上の各事実を一応認めることができる。

これによれば、被告人に生ずる著しい損害を避けるため本件申立てに係る仮処分命令を必要とするとき（民事保全法二三条二項）に当たると一応認めることができる。

相手方は、被告人が既に十分に実効性のある委任状勧誘を行ったといえること、相手方の発行済み全株式の約一〇・八五パーセントに相当する株式を保有する株式会社カテリーナ・イノウエが本件株主名簿の写しを入手して被告人のために委任状勧誘を行っていることなどを縷々主張し、これに沿う疎明資料を提出し、これらを理由に、保全の必要性が存在しない旨主張するが、相手方が主張する各事実を併せ考慮しても、被告人が本件株主名簿を閲覧謄写したと同視することはできないのであり（なお、乙第一〇〇号証によれば、株式会社カテリーナ・イノウエの代理人弁護士が、相手方代理人弁護士に対し、入手した本件株主名簿の写しを被告人に交付する意思がないことを明らかにしていることが一応認められる。）、被告人が、法令に基づく株主名簿閲覧謄写請求権を行使し、相手方にこれを拒む理由がないにもかかわらず、本件定時総会の開催日が間近に迫っている現時点においてなお本件株主名簿を閲覧し謄写することができないままにしていることにかんがみれば、相手方が主張疎明する事実をもってしても、上記判断を左右するに足りないというべきである。

4 以上の認定及び判断の結果によると、被告人の本件申立ては被保全権利及び保全の必要性が疎明されたものというべきところ、当裁判所の上記判断と異なり、被告人の本件申立てを却下した原決定は不当であるから、これを取消した上、被告人に担保を立てさせないで、主文のとおり決定する。

## （２）プライバシー保護の問題

本案訴訟において、株主の権利行使としての目的が認められた場合には、株主のプライバシー保護の問題は論じられていない。

しかし、仮処分訴訟においては、仮処分が認められた後において、本案訴訟において、閲覧請求

が認められないとされたような場合には、株主のプライバシーの問題が議論されうる。

このような議論の前提を考えると、株主としての正当な権利行使の場合において、会社法の株主名簿閲覧請求権制度の趣旨には、拒否事由も含めて、株主のプライバシー保護の法益は予定されていないとも考えられる。しかし、一般的なプライバシー理論を前提とすれば、他の株主に対して必要性もないところで、自己の情報を公示させられないという権利としてのプライバシー論は考えられる。したがって、仮処分の保全利益の判断における均衡を考えるべき一つの利益としてのみ、プライバシーの問題は存在しうるに過ぎないと考えられる。

もちろん、名簿屋業者による利用という次元では、プライバシー保護点問題でもありうるが、それは、会社法的には、濫用的閲覧請求権行使の問題でしかない。

#### 10 結びに代えて

立法の失敗と司法の創造的機能という極めて大きな表題の下の論稿であるが、誇大広告という誹りは甘んじて受けたいと考える。しかし、敢えて、そのような立法の失敗が、今回の会社法には多々あるということ、誇大広告的ではあっても、指摘したかったということで、ご容赦頂きたい。なお、判決文のゴシック及びアンダーラインは筆者である。